



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6540878号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

黒一透明エレクトロクロミックデバイス

特許権者
(PATENTEE)

茨城県つくば市千現一丁目2番地1

国立研究開発法人物質・材料研究機構

台湾 10617 台北市羅斯福路4段1号
国籍・地域 台湾
国立台湾大学

発明者
(INVENTOR)

樋口 昌芳
カオ センユーアン

その他別紙記載

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2018-501379

出願日
(FILING DATE)

平成28年 8月23日(August 23, 2016)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 1年 6月21日(June 21, 2019)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 1年 6月21日(June 21, 2019)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

宗像直子



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第6540878号 (PATENT NUMBER)

特願2018-501379 (APPLICATION NUMBER)

発明者
(INVENTOR)

ホウ クオーチュアン

[以下余白]

特許証送付先

住所

〒140-0002

東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王
洲セントラルタワー

氏名

特許業務法人浅村特許事務所

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6540878号

登録日 令和1年6月21日

出願番号 特願2018-501379

出願日 平成28年8月23日

請求項の数 6

納付年分 第3年分まで

受領金額 5,190円

受領日 令和1年5月27日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要が必要です。

- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第4年分	令和4年(2022年)6月21日
第5年分	令和5年(2023年)6月21日
第6年分	令和6年(2024年)6月21日
第7年分	令和7年(2025年)6月21日
第8年分	令和8年(2026年)6月21日
第9年分	令和9年(2027年)6月21日
第10年分	令和10年(2028年)6月21日
第11年分	令和11年(2029年)6月21日
第12年分	令和12年(2030年)6月21日
第13年分	令和13年(2031年)6月21日
第14年分	令和14年(2032年)6月21日
第15年分	令和15年(2033年)6月21日
第16年分	令和16年(2034年)6月21日
第17年分	令和17年(2035年)6月21日
第18年分	令和18年(2036年)6月21日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708